

## 資料編

---

## 六戸町のいちところを支えるネットワークの手引き

- <相談対応の流れ>
- ① ねぎらいの言葉を伝える
  - ② 傾聴し、相手の思いを受け止める
  - ③ 相談内容の確認

「大変でしたね」  
「体調は大丈夫ですか？」  
「眠れていますか？」

様々な悩みを抱えている人は、不眠を訴える人が多い  
ため、「眠れていますか？」と声をかけてみる。

眠れていない場合は、「お困りのことや悩んでいること  
はございませんか？」と話を進めていくことで、その背  
景にある問題が見えてくることがある。

「もし、お困りのことがあれば、お知らせください。」

「別のことも相談したいです」

● 関係機関につなぐ

「大丈夫です」

● 担当課のみで完結

## 【紹介する際の留意点】

※「たらい回し」「丸投げ」にならないように十分配慮し、相談機関の紹介だけにならないようにしましょう。

※相談先で対応できる内容かどうか、**確認**することが、相手の安心にもつながります。

① 相談内容を再度確認し、紹介先の機関につなぐ旨を伝え、本人の同意を得た上で、電話連絡を行う。

※庁舎内であれば、必要に応じて案内する。または、担当課より出向いてもらう。

② 電話にて概要を伝え、対応を依頼。

③ 安心して次の窓口への相談ができるよう、**相談先の機関名(窓口名)、電話番号、担当者名**を伝える。必要であれば、メモした紙を渡す。

④ つなぎを受けた場合は、必要に応じ、相談元に連絡を行い、相談の概要を再度確認する。

※相談対応している中で、もし気になる点などがあつたら、上司とも相談の上、必要に応じて福祉課にご相談ください。

<例えば…>

★話がうまく伝わらない、かみ合わない

★怒りやすい

★何度も同じ話を相談に来る

★物を無くした等、何度も対応することがある

★いつもと違う様子が気になる

(元気がない、表情が暗い、泣く、顔色が悪い、体調が悪そう…等)

・中には、認知症がある高齢者の方や、障害のある方などは、福祉課側でも普段から相談を受けている場合があります。必要に応じて職員が同席したり、家族に連絡を取り、対応をお手伝いできることもあります。

・対応している中で支援を申し出たのに断られる場合があります。もう一度、関係機関と一緒に支援していきたい旨を伝え「できることはありませんか」と声をかけてみましょう。

窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いか分からない人、相談内容をたくさん抱えている人など、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の方もいるかもしれません。

相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応できればと思います。

## … 主な相談窓口 …

内容	相談窓口	電話番号	備考
消費者問題等 悪徳商法に関する相談	産業課	(55)4495 内線153	
生活保護、福祉サービスに 関する相談	福祉課	(55)4493 内線134	
生活、福祉に関する心配 困りごと相談	社会福祉協議会	(55)2943	
高齢者の介護等に 関する相談	地域包括 支援センター	(27)6688 内線195、196	
心の悩み、健康上の相談 子育てに関する相談	福祉課	(55)4597 内線131、132	
どこに相談していいのかわからない	福祉課	(55)4597 内線131、132	

## 六戸町のちとこころを支えるネットワークの手引きについて

## ●背景および目的

自殺の背景には、様々な「危機要因」が潜んでおり、それらが連鎖しながら自殺の危機経路を形成している。そのため、相談者の複雑かつ多様な相談ニーズに対し、各種相談窓口が連携して適切に答えられるネットワークが必要である。

最近、当町では、高齢化により認知症と思われる方への対応や、中には障害のある方など、一見窓口対応している中で気づきにくい、それが分からず対応に苦慮する状況も見られている。その場合、根本的な原因に気づき、関係課と連携して対応していく必要がある。

過去に上十三保健所で作成した「上十三地域自殺総合対策ネットワークの手引き」を参考に、支援が必要な人をつないでいくことを目的とするものである。

## ●方法

- ・職員を対象としたゲートキーパー研修において、主旨を説明。
- ・手引きを活用した窓口対応を参考に、全職員が一貫した対応を行う。

また、青森県障害福祉課が作成した「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」も併せて活用。

## 六戸町のちとこころを支える自殺対策推進検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、六戸町のちとこころを支える自殺対策推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、福祉課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

## (運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、福祉課長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、福祉課次長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

## (部会)

第6条 委員長は、委員会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則  
この告示は、平成29年11月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務課長  
企画財政課長  
税務課長  
産業課長  
町民課長  
建設下水道課長  
会計課長  
議会事務局長  
教育課長  
国民健康保険診療所事務長

別表2（第5条関係）

福祉課長補佐  
総務課長補佐  
企画財政課長補佐  
税務課長補佐  
産業課長補佐  
農業委員会事務局次長  
町民課長補佐  
建設下水道課長補佐  
会計課長補佐  
議会事務局次長  
教育課長補佐  
国民健康保険診療所事務次長

## 六戸町いのち支える自殺対策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 自殺対策基本法に基づき、町民がこころの健康づくりの大切さを意識し、自身の問題のみならず、町全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりをめざし、各関係機関・団体と連携し、自殺対策計画策定及び総合的な自殺対策の推進のため、六戸町いのち支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 協議会は、次に各号に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 六戸町自殺対策計画策定及び進行管理に関する事
- (2) 自殺対策における関係機関・団体の連携及び推進に関する事
- (3) その他自殺対策に関し協議会が必要と認める事項に関する事

## (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が指名する委員をもって構成する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 警察・消防機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 労働関係機関
- (5) 法律関係機関
- (6) 地域代表
- (7) 学識経験者

2 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員は前任者の残任期間とする。

3 公職による委員及び各団体の代表委員は、その職を失したときは、委員の資格を失うものとする。

## (役員)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (守秘義務)

第5条 協議会に出席する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。協議会の構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は福祉課に置く。

## (補足)

第7条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成30年1月31日から施行する。

2 最初の委員の任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

No	構成機関区分	構成機関
1	保健・医療・福祉関係 機関	六戸町国民健康保険診療所
2		沼田医院
3		小松ヶ丘歯科医院
4		上北地域県民局地域健康福祉部 保健総室
5		町社会福祉協議会
6		社会福祉法人 光龍会
7	警察・消防機関	十和田警察署
8		六戸消防署
9	教育関係機関	六戸町教育委員会
10	労働関係機関	十和田労働基準監督署
11		上北労働基準協会
12		町商工会
13		おいらせ農業協同組合
14		町商工会 建設工業部会
15	法律関係機関	十枝内弁護士事務所
16	地域代表	町民生委員児童委員協議会
17		町老人クラブ連合会
18		町保健協力会
19		町母子保健推進員
20		町食生活改善推進員会
21		町農業委員会
22		町農業後継者の会
23		町消防団
24		町人権擁護委員
25	学識関係者	アSENDハウス

## 自殺対策基本法

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



## （国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

## （国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

## （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## （関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## （名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

## （法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## （年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

## （自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）

の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。